

写

石労発 0706 第 1 号
令和 8 年 7 月 6 日

石川地方最低賃金審議会

会長 舟橋 秀明 殿

石川労働局長

常盤 剛史

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和 55 年石川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。